

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引して）給与と所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出

担当者の氏名、電話番号は必ずご記入ください。不明な点があれば、ご連絡する場合がございます。

税額通知書でお知らせした指定番号及び宛名番号

退職の場合に、その年の1月1日から退職時までの給与・賞与等の支払額の合計と、控除された社会保険料の額

Main form with fields for recipient name, address, tax amounts (特別徴収税額, 徴収済税額, 未徴収税額), and movement reasons. Includes a '3' in a circle and various callouts.

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

Form for continuing special collection, including fields for new employer name, address, and collection start date.

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

Form for lump-sum collection, including fields for collection month and amount.

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

Form for general collection, including fields for collection start date and amount.

Bottom section with checkboxes for continuation of special collection and other options.

【異動届出書の書き方】
・提出期限は、異動のあった日の属する月の翌月10日までです。
・令和2年度の特別徴収税額のある方で、令和2年1月1日と令和3年1月1日の住所地が異なる場合は、令和2年1月1日の住所地の市町村へは特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和3年1月1日の住所地の市町村へは給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。

指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。